



上下水道だより

2017 秋号

平成29年11月発行

佐賀市上下水道局

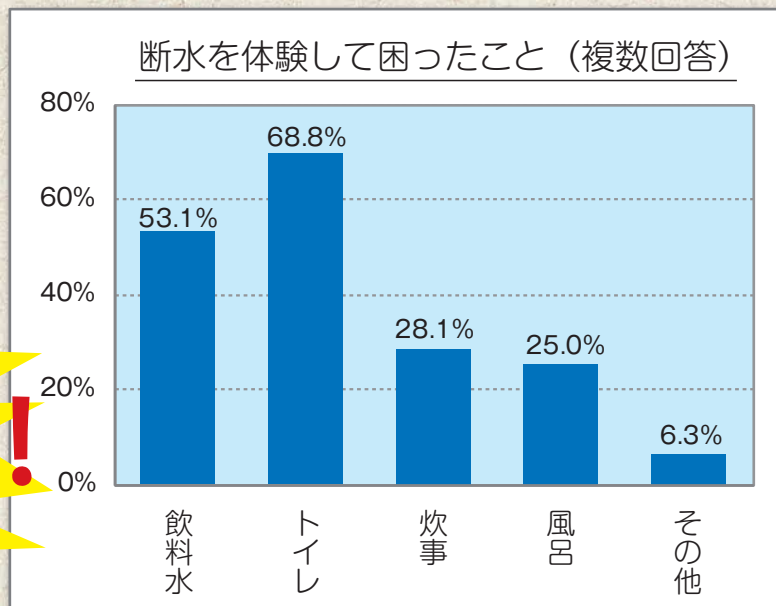
佐賀市若宮三丁目6番60号
TEL(0952)33-1330・FAX33-1315



非常用飲料水袋を使用した応急給水訓練

平成29年9月10日(日)
嘉瀬町青藍地区にて
「断水訓練」を実施

**九州初！
全国で4例目！！**



(断水訓練でのアンケート結果)

1

断水状況下での給水訓練を実施しました。



造水機の実演

平成29年9月10日、上下水道局では、嘉瀬町の青藍自治会が実施する自主防災訓練において、九州では初めて、全国で4例目となる地震災害を想定した断水状況を体験する訓練（断水訓練）を併せて実施しました。

この訓練では、地震等の災害への対応力の向上を図ることを目的として、参加者は、給水車から給水を受け、この水を食事やトイレ等の生活用水として活用しながら、断水解除までの間、最小限の水で生活する体験をしていただきました。

また、団地内の公園では、造水機の実演のほか、断水でトイレの水が使用できないときの対処方法についての実演を行いました。



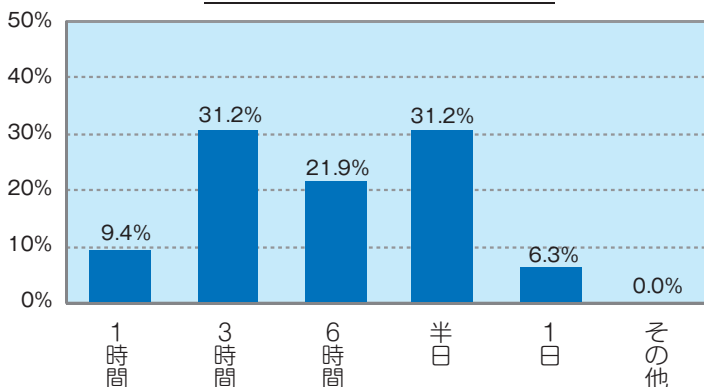
トイレの水が使用できないときの対処方法

青藍自治会の皆さまを始め、嘉瀬消防団・佐賀市管工事協同組合の皆さま、断水訓練の実施にご協力いただき、誠にありがとうございました。

〈訓練にご参加いただいた方のご感想〉

- 「普段当たり前のように使用している水のありがたみを改めて思い知り、断水になると生活のあらゆる面で不便だと感じました。」
- 「トイレ1回分の流す量を考えても、十分な量の備蓄は難しいですが、備えが必要だと思いました。」
- 「給水袋を背負って水の重さを実感しました。」
- 「断水した場合、トイレの流し方が分かってよかった。」

断水を我慢できる時間



訓練終了後のアンケート・意見交換

早期の下水道への接続をお願いします

下水道が使える区域（供用開始区域）では、下水道へ接続することになっています。地域の環境保全のためにも、一日も早い接続にご協力をお願いします。

まだ接続されていないご家庭には、接続推進のため、職員が接続のお願いにお伺いすることがあります。

■水洗便所改造資金の融資あっせんについて（上下水道局の直接貸付けではなく金融機関へのあっせん）

◆融資あっせん限度額

- ・くみ取り式トイレ又は浄化槽 1か所につき60万円以内
- ・トイレが2か所以上の場合は2か所目からトイレ数×30万円加算（限度額200万円）

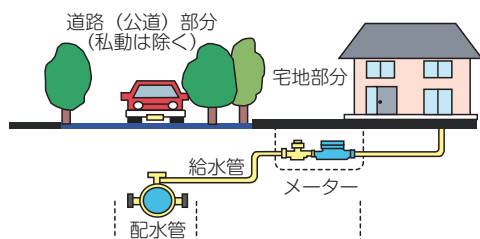
◆償還額の利子補給

- ・上下水道局があっせんした融資に対して利子補給を行います。
- ・融資あっせん額のうち利子補給対象額は、**家屋1棟につき60万円**を限度とします。

※融資の条件等、詳しくは上下水道局業務課までお問い合わせください。

問合せ 業務課 管理二係 ☎ 33-1313

給水装置の維持管理について



呼び名	配水管	給水装置 (配水管の取出しから蛇口まで)
所有者及び維持管理	上下水道局	所有者または使用者
修繕費の負担	上下水道局	所有者または使用者
修繕の施工者	上下水道局	指定給水装置工事業者

宅地内の給水装置は、お客様（所有者又は使用者）による適切な維持管理が必要です。

メーター以降で漏水が発生した場合には、メーターで計量した水量により料金を請求することになりますので、佐賀市の指定給水装置工事業者により、早急に修繕をお願いします。

なお、給水装置の修繕などにかかる費用は、所有者負担となっています。

ただし、漏水箇所によっては、修理後に上下水道料金を一部減免する制度の対象となる場合があります。

宅地内漏水の見分け方



メーターで漏水の有無を確認できます。

ご家庭の蛇口などを全部閉めて、メーターボックス内のふたを開けてみてください。このとき「パイロット」が回っていれば、宅地内のどこかで漏水している可能性があります。

その場合、佐賀市指定給水装置工事業者で修理（有料）をお願いします。ご存じないときは、佐賀市管工事協同組合（☎32-3100）へお問い合わせください。

問合せ 業務課 給排水設備係 ☎ 33-1313

問合せ 業務課 管理一係 ☎ 33-1313

給水装置・排水設備の工事は指定工事店へ依頼してください



宅地内の給水装置【水道】や排水設備【下水道など】の工事は、上下水道局が指定している指定給水装置工事業業者や排水設備指定工事店でなければなりません。

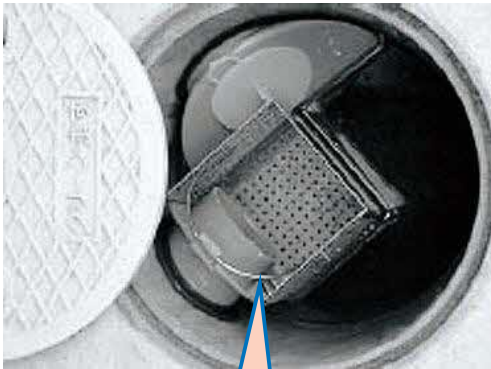
最近、上下水道局の指定工事店以外の工事業業者に施工を依頼し、その後トラブルになっている事例が発生しています。

水道や下水道などの工事を依頼される時は、上下水道局の指定工事店であることを確認のうえ依頼してください。

問合せ 業務課 給排水設備係 ☎ 33-1313

家庭用分離ますの掃除をお願いします

分離ます（クリーンます）



下水道は、私たちの生活環境を守る大切な設備です。設備にたまった汚れをそのままにしていると排水管が詰まったり、悪臭が発生することがあります。そのため定期的に清掃をお願いします。

簡単に清掃できるのが屋外にある「分離ます」です。

台所からの排水を受けるこの「ます」にたまった油などを取り除き、水分を除いてから燃えるごみとして廃棄してください。

これで、排水管の詰まりや臭いを防ぐことができます。この作業を月1回程度行うことをお勧めします。（かごが設置されていないご家庭もあります。）

カゴを外して中のごみを取り除いてください。さらに水面に浮いているラード状の脂分を使い古しの網じゃくし等で取り除いてください（かごのない場合は、脂分とます底にたまっているごみを取り除いてください）。

問合せ

業務課 給排水設備係
☎ 33-1313

悪質業者へご注意を

最近「水質が悪い」「下水道が流れなくなる」などと言って、必要のない宅地内点検などを行い、清掃を勧誘したり、強要して不当な代金を請求する「かたり商法」の相談が寄せられています。

- 上下水道局では、給水装置（水道）や排水設備（下水道など）の点検・清掃業務の委託はしていません。
- 排水設備の清掃は、台所の近くにある分離ます（クリーンます）の清掃を行っていただければ問題ありません。

■被害にあわないために！

- 必要がなければ、はっきり断る。
- 勝手に作業をさせない。
- 急かされても、その場で契約をしない。
（ハンコやサインは慎重に！）
- 不審に思ったら契約する前に市消費生活センターか上下水道局へ相談する。

問合せ

佐賀市消費生活センター ☎ 40-7087
業務課 給排水設備係 ☎ 33-1313

